

個人情報保護に関する規定

エイ・ワン少額短期保険株式会社(以下「当社」といいます。)は、お客様の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業者等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

1.【個人情報の利用目的】

当社は、お客様の個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。なお、この利用目的の範囲を超えて取り扱う場合、およびお客様の個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客様ご本人の同意を頂いたうえで行います。①各種少額短期保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理②保険金等のお支払 ③当社・関連会社・提携会社の各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理 ④再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求 ⑤当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ⑥その他少額短期保険に関連・付随する業務

2.【個人情報の取得】

当社は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号等)を取得します。主な取得方法としては、少額短期保険契約申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話・その他通信媒体等を通じて入手する方法があります。

3.【個人情報の管理】

当社は、お客様の個人情報緒管理にあたっては正確かつ最新の内容にたもつよう努めます。また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

4.【機微(センシティブ)情報の取扱い】

当社は、適切な業務運営を確保するために、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、お客様の機微情報を取得しますが、業務上必要と認められる目的以外のためには利用いたしません。

5.【個人情報の外部への提供】

当社は、次の場合を除いて、保有するお客様の個人情報を外部へ提供しません。①お客様の同意を得ている場合 ②法令に基づく場合 ③お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合 ④上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合 ⑤少額短期保険の健全な運営に必要であると考えられる場合 (6)その他の正当な理由がある場合

6.【個人情報の開示・訂正等】

当社は、お客様から個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別な理由がない限り、お客様ご本人であることの確認を行った上で、適切に対応させていただきます。

7.【委託先の監督】

当社は、お預かりした個人情報の処理を利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。これらの第三者は、十分な個人情報のセキュリティ水準にあることを確認の上選定し、契約等を通じて必要かつ適切な監督を行います。



契約内容に関するお問い合わせ、
ご相談、お引っ越しのご連絡等は、
下記お客様サービスセンターまで
ご連絡ください。

お客様サービスセンター

☎ 0120-33-1788



盗難、火災、水漏れなど、
事故が起きた場合は、
下記事故センターまでご連絡願います。

事故センター

☎ 0120-818-230

エイ・ワン少額短期保険株式会社

<http://www.a1-ssi.com/>



【大 阪 本 社】	〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 1-9-26	船場 IS ビル 9F	TEL. 06(4964)5519 FAX. 06(4964)5518
【東 京 支 店】	〒101-0047 東 京 都 千 代 田 区 内 神 田 3-24-3	内神田 ST ビル 6F	TEL. 03(3526)5766 FAX. 03(3526)5767
【名古屋支店】	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 2-14-4	エグゼルの内 6F	TEL. 052(201)6686 FAX. 052(201)6687
【中国支店】	〒700-0818 岡 山 県 岡 山 市 北 区 蕃 山 町 9-19	岡山大同生命ビル 3F	TEL. 086(235)1735 FAX. 086(235)1736
【九州支店】	〒810-0802 福岡県福岡市博多区中洲中島町 3-10	福岡消防会館ビル 3F	TEL. 092(291)8834 FAX. 092(291)8836
【札幌営業所】	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西2丁目3-2	第 37 桂和ビル 5F	TEL. 011(806)2772 FAX. 011(351)2745
【仙台営業所】	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 2-2-10	仙都會館 5F	TEL. 022(208)9664 FAX. 022(774)2463
【広島営業所】	〒730-0804 広 島 県 広 島 市 中 区 広 瀬 町 5-12	サン広瀬 2F	TEL. 082(208)4770 FAX. 082(208)4771
【沖縄営業所】	〒900-0015 沖 縄 県 那 覇 市 久 茂 地 2-15-8	昭栄ビル 3F	TEL. 098(917)2375 FAX. 098(917)2376

お問合せ先(取扱代理店)



ご注意ください!

ご契約に際しては、このパンフレットの内容とあわせて、
「契約概要」「注意喚起情報」「約款」を必ずご確認ください。



近畿財務局長 (少額短期保険) 第 2 号

エイ・ワン少額短期保険株式会社

新賃貸入居者あんしん総合保険 **プラス**

シルバーあんしん

「新賃貸入居者あんしん総合保険 シルバーあんしん+プラス」は、高齢者向け施設や、賃貸物件にお住まいの高齢者のみなさまに安心をお届けする保険です。



要 介護度の変更に伴って、お祝い金や介護一時金をお支払いします。

Aプラン

 松コース	介護度が4以上から3以下になった場合のお祝い金	5万円	年間保険料 41,270円
	介護度が3以下から4以上になった場合の介護一時金	15万円	
 竹コース	介護度が4以上から3以下になった場合のお祝い金	5万円	年間保険料 18,650円
	介護度が3以下から4以上になった場合の介護一時金	5万円	
 梅コース	介護度が4以上から3以下になった場合のお祝い金	3万円	年間保険料 13,390円
	介護度が3以下から4以上になった場合の介護一時金	3万円	

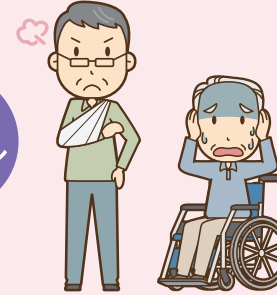
Bプラン

 福コース	介護度が5から4以下になった場合のお祝い金	10万円	年間保険料 38,660円
	介護度が4以下から5になった場合の介護一時金	30万円	
 禄コース	介護度が5から4以下になった場合のお祝い金	5万円	年間保険料 22,080円
	介護度が4以下から5になった場合の介護一時金	15万円	
 寿コース	介護度が5から4以下になった場合のお祝い金	5万円	年間保険料 11,860円
	介護度が4以下から5になった場合の介護一時金	5万円	



従 来の施設賠償責任保険では対応しきれない、様々な事故やトラブルにも対応しています。

隣人トラブル



お支払例

車いすに乗っている入居者が操作を誤り、他の入居者にぶつかってしまった。相手は全治 3 ヶ月の通院治療が必要。

治療費：341,000円(個人賠償責任補償)
通院交通費：30,000円(個人賠償責任補償)
慰謝料：400,000円(個人賠償責任補償)

合計 771,000円

施設に対する損害



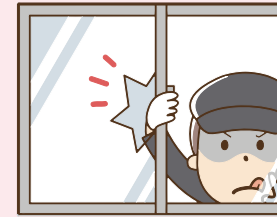
お支払例

入居者が調理中に布巾に火が燃え移り、壁と天井が燃えてしまった。

壁と天井の補修費：350,000円(借家人賠償責任補償)

合計 350,000円

盗難



お支払例

泥棒がガラスをぶち破って現金 10 万円を盗難。

盗難された現金：100,000円(家財補償)
ガラス交換費用：23,000円(修理費用補償)

合計 123,000円

漏水



お支払例

トイレに誤って紙おむつを入れてしまい水が流れなくなり、溢れてしまった。階下まで漏水し、階下の入居者の家財およびお部屋の天井が損害を受けた。

入居者の部屋の床の補修費：253,000円(借家人賠償補償)
階下の部屋の天井補修費：371,000円(個人賠償責任補償)
階下の方の家財損害額：221,000円(個人賠償責任補償)

合計 845,000円

家財補償等お支払限度額

Aプラン・Bプランいずれのコースのご加入の場合でも、以下の補償金額を限度に保険金をお支払いいたします。

家財補償…………… 65 万円 修理費用補償…………… 100 万円
借家人賠償責任補償…1,000 万円 個人賠償責任補償……1,000 万円

※お支払の詳細、免責金額などにつきましては、「契約概要」「注意喚起情報」「約款」を必ずご確認ください。

家財補償

火災、落雷、破裂または爆発等の事故によって被保険者が所有する家財に損害が生じた場合において、損害にあった家財と同程度のものを新たに購入するために必要な標準的な額に基づき保険金をお支払いします。



火災



落雷



破裂
爆発



風災
ひょう災
雪災
損害額が20万円に
満たない場合は、
対象外となります。



物体の落下
飛来
衝突



水濡れ
他人の戸室や
給排水設備に
生じた
事故に限ります。



騒じょう



盗難
家財50万円限度
現金10万円限度
預貯金証書50万円限度
※貴金属、美術品等
は1個1組10万円限度



水害
損害の程度により
支払い額が異な
ります。



持出し家財
他の建物内で①～⑧の
事故により損害を被った場合。
※自転車、原動機付自転車の盗難
は対象外となります。

併せて支払われる費用保険金

臨時費用保険金(①～⑦)

- ・損害保険金にプラスして100万円を限度として、損害保険金の10%をお支払いします。

損害防止費用(①～③)

- ・消火活動に使った消化剤の再調達費等損害防止に役立った費用をお支払いします。

残存物取片付け費用保険金(①～⑦)

- ・残存物を取片付けるのに実際にかかった費用を損害保険金の10%を限度としてお支払いします。

失火見舞費用保険金(①、③)

- ・事故で他人の所有物に損害を与えた場合(煙損害、臭気付着損害を除きます。)の見舞金として1世帯あたり5万円、1回の事故につき保険金の10%を限度としてお支払いします。

自殺・他殺死亡見舞費用保険金

- ・被保険者本人が自殺または他殺により死亡したとき、法定相続人または法定代理人に30万円をお支払いします。

修理費用補償

万一、修理費用負担が必要になった時の補償です。

上記の家財保障の①～⑧の事故によって借用住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用でこれを修理した場合に、保険金をお支払いします。

さらに下記の①～⑤の場合も補償します。

- ①窓ガラスを破損によって修理した場合も3万円限度にお支払いします。
- ②洗面ボウルを破損によって修理した場合5万円限度にお支払します。
- ③ドアロックがいたずら等で破損し取り換えた場合3万円限度にお支払します。
- ④借用住宅内での被保険者本人の死亡により、居室内を修理した場合に30万円限度にお支払いします。
- ⑤凍結を原因とした専用水道管を破損した場合に10万円を限度にお支払します。

借家人賠償責任補償

火災や爆発・破裂、漏水、破損事故で家主さんに対する賠償責任が生じた時の補償です。

火災、爆発・破裂、給排水設備に生じた事故に伴う水濡れ、またはその他破損、汚損、き損などによって借用住宅に損害を与えた場合において、被保険者がその貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、保険金をお支払いします。

個人賠償責任補償

他人に対する賠償責任が生じた時の補償です。

被保険者が日本国内において発生した借用住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故によって、被保険者本人や被保険者と生計を共にする同居の親族の方々が他人にケガをさせたり、または他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに、保険金をお支払します。

㊦ エイ・ワン相続・遺言なんでも相談サービス

「一人でも多くのお困りの方の力になりたい。少しでもご負担を減らしたい。みんなが笑顔になって欲しい。」

お任せ下さい。私たちが「必ず」お力になります。

おすすめ
ポイント

- ① 初回のご相談**無料**(電話・メール)
- ② **国家資格者**による直接対応
- ③ **ご本人様、ご家族様**どちらからのご相談にも対応
- ④ 行政書士、司法書士、税理士、弁護士など**あらゆる専門家**が在籍
- ⑤ 年間相談件数**1800件以上**の実績と信頼

- 夫婦の間に子供がいないので、甥や姪に少しでもあげたい
- 何があっても妻が住むところだけは失わないようにしてあげたい
- 親は再婚しており、前婚時に子供がいるので、揉めないようにしてほしい



遺言書

■ 家族への最後の手紙

難しい内容は必要ありません。財産の有無に関わらず、たった一言残すだけで、余計なトラブルを避けることにつながります。家族の為、大切なパートナーの為、まずは一言書いてみませんか?財産の分け方についてはもちろんのこと、感謝の言葉や想いをカタチにできるのが遺言書です。

- 財産の管理を頼める身内がない
- 自分にも家族があって生活があるので、親が認知症になった時にそこまで時間を割けるかどうかわからない
- 財産管理を任されることで、身内から使い込みなどを疑われるのが嫌だ



成年後見

■ 認知症になってしまった時に備えて

もしも認知症になってしまったら、介護や世話でご家族の方の生活自体を変えてしまうことになります。そんなときに備えて、今だからこそできることをしておきませんか?お金を管理し、代わりに契約を結んだり、医療・介護の手続きを支援するのが成年後見制度です。

♡ 遺産相続手続まごころ代行センター

- 不動産、預金、株、生命保険など、全て合わせて3600万円以上ある
- 遺していく家族に少しでも多く財産を残してあげたい
- どれぐらい相続税がかかるか知りたい



生前対策

■ 少しでも相続税を抑えたい

相続税は「死亡した時点でどれだけの財産があったか」で計算されます。死亡後に急いで銀行口座から引き出しても税額は変わりません。今しかできない対策をしておきませんか?生前贈与、生命保険の活用など、税理士が最適なプランをご提案致します。

- 遺していく家族に全てを任せるのは荷が重い
- 初めてのことで何から手をつければよいかわからない
- 仕事があつて平日は動けず、手続きに時間を割くことができない



相続手続き代行

■ 相続手続きを全て任せてしまいたい

誰にでも「死」は訪れます。その後、葬儀や納骨などはもちろんのこと、役所への届出、年金、保険、銀行、不動産、株、車、相続税の申告など、膨大な量の手続きが必要です。それらを全て任せてしまいませんか?ご本人様、ご家族様、どちらのご依頼にも対応致します。

エイ・ワン受付センター ☎ 0120-018-097

受付時間：月～金曜日 AM10:00～PM5:00

※ご相談はエイ・ワン少額短期保険㈱で受付後、遺産相続手続まごころ代行センター(相談窓口:行政書士クリア法務事務所)からの折り返しのお電話にて対応致します。

エイ・ワンQQ隊 無料付帯サービスのご案内

水回りのトラブル

カギのトラブル

など

トラブルが発生したら!
24時間 365日受付専用デスク

☎ 0120-819-266

※必ず事前にご連絡下さい。 ※ご利用時には、契約番号で契約状況を確認させていただきます。
※本サービスは、1年に3回までのご利用とさせていただきます。
※併せて、「賃貸入居者あんしん総合保険シルバーあんしん+プラス」約款もご覧ください。



【重要事項説明書】新賃貸入居者あんしん総合保険 シルバーあんしん＋プラスをご契約いただくお客様へ

ご契約にあたり重要な事項が記載されていますので、ご契約前に「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込み下さい。ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項を必ず被保険者にもご説明ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問合せください。

契約概要

「新賃貸入居者あんしん総合保険 シルバーあんしん＋プラス」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。
ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては「新賃貸入居者あんしん総合保険シルバーあんしん＋プラス」約款をご確認ください。

1.【商品の概要】

「新賃貸入居者あんしん総合保険 シルバーあんしん＋プラス」では、火災、落雷、破裂・爆発や、風災、雪災、水災など自然災害被害をはじめ、盗難、借用住宅外部からの物の衝突、水濡れ等から大切な家財を守るために幅広い補償が用意されています。また、大家さんへの賠償責任や日常生活における他人への賠償事故等、法律上の賠償責任を負ったことによる損害を補償し、さらに高齢者向け住宅の場合には、要介護度の上下によって一時金もお支払いする賃貸住宅にお住まいの方専用の保険です。

2.【保険契約の締結方法】

「新賃貸入居者あんしん総合保険 シルバーあんしん＋プラス」では、右のように契約を締結していただきます。設定した保険金額にかかわらず、それぞれの保険契約において1事故につき1,000万円を超えて保険金をお支払いすることはありません。

普通保険約款	
家財特別約款	1,000 万円限度
修理費用特別約款	
高齢者向け住宅介護一時金特別約款	
借家人賠償責任特別約款	1,000 万円限度
個人賠償責任特別約款	

3.【家財補償の対象(保険の目的)について】

- (1) 家財補償の対象となるもの
- ・借用住宅に収容され、かつ被保険者本人が所有する家財
 - ・借用住宅の畳や電気・ガス・暖房・冷房設備などの付属物のうち、専ら職務の用に供されるものを除き、被保険者本人または被保険者と生計を共にする親族および同居人が所有するもの
- (2) 家財補償の対象とならないもの
- ・自動車、自動三輪車および自動二輪車
 - ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ・貴金属、宝玉、宝石、時計、カメラ、楽器およびバッグならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額(損害が生じた地および時におけるその保険の目的の価額をいいます。)が30万円を超えるもの
 - ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ・商品、営業用什器
 - ・備品その他これらに類する物

4.【補償内容について】

家財特別約款

①損害保険金

- 次の(i)から(vii)の事故により家財が損害を受けた場合、その損害の額を1事故につき保険金額を限度としてお支払いします。
- (i) 火災
 - (ii) 落雷
 - (iii) 破裂・爆発
 - (iv) 風災・ひょう災・雪災による20万円以上の損害
 - (v) 借用住宅の外部からの物体落下・飛来・衝突・倒壊
 - (vi) 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う水濡れ
 - (vii) 騒じょう
 - (viii) 盗難による家財の盗取・き損・汚損の損害を受けた場合、1事故につき50万円を限度としてお支払いします。ただし、30万円以下の貴金属、時計、カメラ、楽器、バッグ、美術品等は1個1組10万円が限度です。
 - (ix) 盗難により通貨を盗取され損害を受けた場合、1事故につき10万円を限度、預貯金証書を盗取され損害を受けた場合、1事故につき50万円を限度としてお支払いします。

②持ち出し家財保険金

被保険者によって借用住宅から一時的に持ち出された家財に日本国内の他の建築物内において「①損害保険金」の(i)から(viii)までの事故により家財が損害を受けた場合、その損害の額を100万円または保険金額の20%のどちらか低い額を限度としてお支払いします。

③水害保険金

- 台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、融雪こう水、高潮、土砂崩れ等の水災によって家財が損害を受けた場合、次の通りお支払いします。
- a.家財に再調達価格の30%以上の損害が生じたときは、損害の額×縮小割合(70%)をお支払いします。ただし、損害の額が保険金額を超えるときは、損害の額は保険金額とします。
 - b.床上浸水を被った結果、家財に再調達価格の15%以上30%未満の損害が生じたときは、保険金額×支払割合(10%)を損害の額を限度としてお支払いします。
 - c.前aおよびbに該当しない場合で、床上浸水を被った結果、家財に損害が生じたときは、保険金額×支払割合(5%)を損害の額を限度としてお支払いします。

④臨時費用保険金

「①損害保険金」の(i)から(vii)の事故により家財が損害を受け保険金が支払われる場合、損害保険金の10%に相当する額を1事故につき100万円を限度としてお支払いします。

⑤残存物取片付け費用保険金

「①損害保険金」の(i)から(vii)の事故により家財が損害を受け保険金が支払われる場合において家財の残存物の取片付けに必要な費用を支出したときは、その額を1事故につき損害保険金の10%を限度としてお支払いします。

⑥失火見舞費用保険金

「①損害保険金」の(i)または(iii)の事故により家財が損害を受け保険金が支払われる場合において、火災、爆発・破裂の事故によって第三者の所有物が損壊した場合、1被災世帯あたり5万円を1事故につき保険金額の10%を限度としてお支払いします。

⑦自殺・他殺死亡見舞費用保険金

被保険者本人が自殺または他殺により死亡したとき、法定相続人または法定代理人に30万円をお支払いします。

修理費用特別約款

- 1.「①損害保険金」の(i)から(ix)の事故により借用住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との賃貸借契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理した場合、借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用の額を1事故につき保険金額を限度としてお支払いします。ただし、火災、破裂・爆発または給排水設備に生じた事故に伴う水濡れによって、貸主に対する損害賠償が生じた場合を除きます。
- 2.借用住宅の窓ガラスに破損による損害が生じ、その損害を貸主との約定によって損害が発生する前の状態に復帰させるために自己の費用で修理または交換を行った場合、3万円を限度としてお支払いします。
- 3.借用住宅に備え付けられた洗面ボウルに破損による損害が生じ、その損害を貸主との約定によって損害が発生する前の状態に復帰させるために自己の費用で修理または交換を行った場合、5万円を限度としてお支払いします。
- 4.借用住宅に備え付けられたドアロックにいたずら等が原因の破損による損害が生じ、その損害を貸主との約定によって損害が発生する前の状態に復帰させるために自己の費用で修理または交換を行った場合、3万円を限度としてお支払いします。ただし、被保険者が被害を知った後ただちに所轄の警察署あてに被害の届出をしたことを条件とし、一保険年度に一度のみとします。
- 5.借用住宅内での被保険者本人の死亡により、その住宅に清掃・消臭・修理を必要とする損害が発生し、法定相続人または法定代理人から当社に請求があった場合30万円を限度としてお支払いします。
- 6.借用住宅の専用水道管(水道管に接続された機器・装置内の水管を含みます。)が凍結を原因として破損または使用不能の状態(専用水道管は破損していないものの、凍結により使用できない状態)になり損害(パッキングのみに生じた損壊を除きます。)が生じ、その損害を貸主との約定によって損害が発生する前の状態に復帰させるために自己の費用で修理または交換を行った場合、10万円(ただし、使用不能の状態を復旧する費用として支払うべき保険金の額は、一保険年度を通じて1回に限り、1事故1万円)を限度として支払います。ただし、第三者の所有物で被保険者(被保険者と生計を共にする親族および被保険者の同居人を含みます。)以外の者が占有する部分(区分所有建物の共有部分を含みます。)の専用水道管にかかわる費用は支払いません。

借家人賠償責任特別約款

火災、破裂・爆発、給排水管に生じた事故に伴う水濡れまたは被保険者の過失による借用住宅の破損、き損、汚損、水濡れ損によって、借用住宅が損壊した場合において、被保険者がその借用住宅について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する事によって損害を被ったとき、損害賠償金・訴訟費用・弁護士費用等を1事故につき保険金額を限度、ただし、被保険者の過失による借用住宅の破損、き損、汚損、水濡れ損による場合には、1回の事故につき支払うべき保険金の額は10万円を限度、免責金額を3万円としてお支払いします。

個人賠償責任特別約款

被保険者が日本国内において発生した借用住宅の所有・使用・管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき、損害賠償金・訴訟

費用・弁護士費用等を1事故につき保険金額を限度にお支払いします。

- ※損害の額は、損害に合った家財と同程度のものを新たに購入するために必要な標準的な額とします。
- ※家財特別約款で支払われる保険金の額と、修理費用特別約款で支払われる保険金の額は、合計して1,000万円とします。
- ※借家人賠償責任特別約款で支払われる保険金の額と、個人賠償責任特別約款で支払われる保険金の額は、合計して1,000万円とします。

高齢者向け住宅 介護一時金特別約款

- ①高齢者向け住宅特約 介護一時金
被保険者の「市区町村が認定する要介護度」(注 1) が保険期間内において以下の表に定めるように上がった場合、一時金を支払います。ただし、いずれも 1 保険期間内につき 1 回を限度とします。

A プラン	B プラン
要介護度が 3 以下 (注 2) から 4 以上に上がった場合	要介護度が 4 以下 (注 2) から 5 に上がった場合

- ②高齢者向け住宅特約 介護お祝い金
被保険者の「市区町村が認定する要介護度」(注 1) が保険期間内において以下の (1) に定めるように下がった場合、お祝いを支払います。ただし、いずれも 1 保険期間内につき 1 回を限度とします。

A プラン	B プラン
要介護度が4以上から3以下 (注 2) に下がった場合	要介護度が5から4以下 (注 2) に下がった場合

注 1:市区町村が認定する要介護度／「公的介護保険制度(介護保険法にもとづく介護保険制度)に定める要介護度(平成 1 1 年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護度をいいます。
注2:要介護度3以下、4以下／「以下」については、要介護でない状態(要支援やまたは要支援にもなっていない状態)を含みます。

5.【保険金額と保険料について】

保険金額と保険料については別途「保険料表」をご確認ください。

6.【付加していただく主な特別約款について】

ご契約の際には、以下の特別約款を付加してご契約いただきます。

- ①家財特別約款
- ②修理費用特別約款
- ③借家人賠償責任特別約款
- ④個人賠償責任特別約款
- ⑤法人等契約特約
- ⑥同居人契約特約
- ⑦包括契約特約
- ⑧高齢者向け住宅 介護一時金特約

7.【個人賠償責任特別約款の被保険者の範囲について】

- ①契約内容確認書記載の被保険者 (以下「本人」といいます。)
- ②本人と生計を共にする同居の親族
- ③契約者が法人等(個人事業主を含む)の場合は、その法人等の役員または使用人で契約内容確認書、保険証券または保険契約継続証記載の借用住宅に居住する者
- ④借用住宅の賃貸借契約等の借主および同居人

8.【保険期間について】

保険期間は1年とします。

9.【保険料の払込みについて】

保険料の払込みについては、以下の方法があります。

- ①取扱代理店または当社への払込み

- ②契約者本人がご指定いただいた金融機関からの口座振替
- ③契約者本人がご指定いただいたクレジットカードによるお払込み

10.【配当金について】

この保険には配当金はありません。

11.【解約返戻金について】

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。ご契約を保険期間の途中で解約された際は、普通保険約款に基づいて、未経過期間に応じた金額を解約返戻金として支払う場合があります。

12.【保険期間中の契約内容の変更について】

当社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

13.【保険金の削減払について】

当社は、大規模の災害等が発生し、その災害等によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと当社が認めた場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みくださるようお願いいたします。
ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては「新賃貸入居者あんしん総合保険シルバーあんしん+プラス」約款をご確認ください。

1.【クーリングオフについて】

- (1)クーリングオフのお申し出方法
ご契約を申し込まれた日または本書面を受領した日のいずれか遅い日から8日以内(消印有効)(以下「クーリングオフ締切日」といいます。)までであれば、クーリングオフを行うことができます。クーリングオフされる場合はクーリングオフ締切日までに当社に郵便にてご通知ください。
- (2)ご通知いただく事項 クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項をご記入の上、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。
 - ①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
 - ②ご契約を申し込まれた方の住所、署名・押印(シャチハタを除く)、電話番号(ご連絡先)
 - ③ご契約を申し込まれた日の年月日
 - ④ご契約を申し込まれた保険の保険種類および契約番号または証券番号
 - ⑤ご契約を取り扱った代理店名◆宛先:〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル902
- ー ご注意 ー
 - ・ご契約を取り扱った代理店では、クーリングオフを受け付けることはできませんのでご注意ください。
 - ・すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、これを知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、クーリングオフの効力は発生せず、保険金は支払われてご契約は有効に存続するものとします。
 - ・クーリングオフをされた場合には、すでにお払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、当社および当社代理店はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

2.【告知義務について】

ご契約者または被保険者には、ご契約時に損害の発生に関する重要な事項のうち、当会社が申込書により告知を求めた事項(告知事項)について、正確に申し出いただく義務(告知義務)があります。申込書記載いただいた告知事項と事実が異なっていた場合には、ご契約が解除され、保険金がお支払いできないことがあります。特に、家財を収容する建物の所在地、および用法等にご注意下さい。

3.【通知義務について】

ご契約いただいた後、次の変更が生じた場合には、ご契約者または被保険者は遅滞なく、当会社へ通知していただく義務(通知義務)があります。ご通知がない場合には、ご契約が解除され、保険金がお支払いできない事があります。

- ①家財全部を譲渡したとき

- ②借用住宅の用途を変更したとき
- ③家財の全部を他の場所に移転したとき
- ④この保険契約と同種の他の保険契約を締結するとき
- ⑤被保険者が家財を収容する建物に居住しなくなるときまたは家財を収容する建物に被保険者と同居する親族、契約者が法人等(個人事業主を含む)の場合は、その法人等の役員または使用人で契約内容確認書、保険証券または保険契約継続証記載の借用住宅に居住する者または借用住宅の賃貸借契約等の借主および同居人の人数に変更があるとき
- ⑥ご契約者が住所を変更するとき
 - ※特に借用住宅の用法を住宅以外(事務所、店舗等)に変更した場合には、保険契約を継続することができませんので、ご注意ください。

4.【保険金をお支払いできない主な場合について】

家財特別約款

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 被保険者ではない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (5) 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはそれらの特性による事故
- (6) 保険契約者または被保険者が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- (7) 火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災による20万円以上の損害、借用住宅の外部からの物体の落下・衝突・倒壊、給排水設備に生じた事故または被保険者以外のものが占有する戸室で生じた事故に伴う水濡れの事故の際における保険の目的の紛失または盗難
- (8) 保険の目的である家財が屋外にある間に生じた盗難
- (9) 持出し家財である自転車または原動機付自転車の盗難
- (10) 契約概要【3.家財補償の対象(保険の目的)について】(2)に記載されているものについての損害

修理費用特別約款

- (1) 上記家財特別約款の(2)から(5)の掲げる事由によって生じた損害
- (2) 保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (3) 保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触

借家人賠償責任特別約款

- (1) 上記家財特別約款の(3)から(5)の掲げる事由によって生じた損害
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- (3) 借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事
- (4) 被保険者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された借用住宅の損壊に起因する損害賠償
- (5) 借用住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害。
- (6) 借用住宅に生じた擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷であって、借用住宅の機能に直接関係のない損害
- (7) 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用住宅の電気的事故または機械的事故によって生じた損害

個人賠償責任特別約款

- (1) 上記家財特別約款の(3)から(5)の掲げる事由によって生じた損害
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- (3) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- (4) 被保険者と同居の親族に対する損害賠償責任

高齢者向け住宅介護一時金特別約款

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 被保険者ではない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (3) 被保険者の市区町村が認定する要介護度が認定通知書によって確認できない場合

5.【保険金支払後の保険金額について】

当社が保険金をお支払いした場合においても、このご契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額に相当したときは、このご契約はそのお支払いの対象となる損害が発生した時に終了します。

6.【保険料の払込について】

保険料はご契約と同時に一括払いまたは、月払いでお払い込みください。口座振替またはクレジットカードの支払方法の場合は保険料の払込猶予期間を設けます。

7.【責任開始期について】

当社は保険料をお払い込みいただいた日の当日以降に指定する保険期間の初日の午後4時から保険契約上の責任を負います。

8.【保険金額と実際の保険金のお支払金額について】

パンフレットに記載の評価額表を参考にして、被保険者がお持ちの家財全部の価額に相当する金額を目安として、保険金額およびご加入コースをご選択ください。家財全部の価額を下回って保険金額が設定された場合には、支払われる保険金が実際の損害の額より少なくなることがあります。また、家財全部の価額を超過して保険金額が設定された場合でも、保険の目的の価額を超過して保険金が支払われることはありません。

9.【保険金の削減払について】

当社は、大規模の災害等が発生し、その災害等によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと当社が認めた場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。

10.【保険期間中の契約内容の変更について】

当社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

11.【継続時の契約内容の変更について】

- (1) 当社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 大規模の災害等の発生よりこの保険が不採算となり、継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

12.【経営破綻した場合の取扱について】

当社が経営破綻した場合でも損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、この保険は保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

13.【事故が起きた場合の手続について】

- (1) この保険で補償される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。
- (2) 事故が発生しても3年間、保険金の請求がない場合、保険金の請求権は時効により消滅しますのでご注意ください。
- (3) 個人賠償責任および借家人賠償責任の賠償事故にかかわる示談交渉は必ず当社とご相談のうえおすすめください。
- (4) 保険の目的である家財の全部が滅失したときは、ご契約は損害発生時に失効します。それ以外の場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されることはありません。

14.【少額短期保険業者が引き受けることができる範囲について】

当社は保険業法第2条第18項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受を行うことができます。

- ① 保険期間は保険業法施行令第1条の5に定める期間(この保険契約の場合は2年)以内となります。
- ② 保険金額は保険業法施行令第1条の6に定める金額(この保険契約の場合1,000万円)以下となります。
- ③ 1 被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、原則として1,000万円が上限となります。ただし、当該被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険(保険業法施行令第1条の6第7号及び保険業法施行規則第1条の2の3の2に定める保険をいいます。なお、この保険契約においては、個人賠償責任特別約款及び借家人賠償責任特別約款が該当します。以下同様とします。)を含むものがある場合で、当該1被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計額と低発生率保険以外の保険に係る保険金額合計額がそれぞれ1,000万円以下であるときは、2,000万円となります。
- ④ 1 保険契約者について引き受ける保険区分(保険業法施行令第1条の6第1号から第7号の保険区分)ごとの保険金額の合計額については、当該各号に定める金額に100を乗じて得た金額(この保険の場合は10億円(低発生率保険については別枠で10億円)、被保険者の総数は100名)以内となります。